

「三重県企業庁経営計画」の改定（中間案）に対するご意見と県の考え方

対応区分

- ①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
- ②反映済み：意見や提案内容が既に反映されているもの。
- ③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
- ④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。

（県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。）

いただいたご意見等の取扱い

- ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ご意見の中に誹謗・中傷等および差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。
- ・類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。

意見書数：1件 意見数：7件

No.	該当箇所	貢	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	1 水道用水供給事業 カ 施設整備の状況 (ア) 耐震化	P8	水管橋について、他県の河川で水管橋の崩壊がありました。ランガータイプでメンテナンスや水道管の交換が非常に困難な構造となっています。本県も同じ構造がある場合、更新時にはこの点を改善するか、または、重要な水管橋については「緊急応急対象指針」を作成し、予め備えておいてははいかがでしょうか。	② 反映済み	<p>当庁の水道用水供給事業における水管橋については、他県で落橋した水管橋と同様のランガー補剛形式水管橋が6橋あります。報道を受け、速やかに臨時点検を実施したところ問題はありませんでした。</p> <p>水管橋の維持管理については、従来から点検基準を定め、月2回の巡視点検に加え、年1回の定期点検を実施しています。</p> <p>また、鋼製である水管橋の鋼製部材の劣化を防止するには塗装が重要であるため、全水管橋の塗装塗替計画を策定し、点検等で確認された塗装の劣化状況も考慮しつつ、定期的な塗替えを実施するとともに、点検等で異常が確認された場合には、速やかに補修を行うこととしています。</p> <p>なお、前述の水管橋の点検及び塗装塗替については、別途要領等を策定して維持管理を行っています。</p>

No.	該当箇所	貢	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
2	4 各事業の展開を支える取組 ア 経営基盤の強化 （イ）人材育成・技術継承（P31） 1 水道用水供給事業 イ 健全な事業運営の持続 （オ）官民連携（P50）	P31 P50	あくまでも民間委託は維持管理委託です。それ故、災害や不意の事故対処の責任は官側にあります。あらゆる手段でその責任を果たせるよう官の人材育成をしてください。 職員の職務意欲や技術低下を招いてはなりません。	② 反映済み	災害や不慮の事故等への対応を含めた事業全体の事業者責任は当庁が負っています。 このため、庁内の人材育成は重要と考えており、「三重県企業庁人材育成方針」では、企業庁職員のみならずべき姿を「技術力を十分発揮し、組織力で水道及び工業用水の安全で安心、安定した供給に資することができる職員」とし、組織全体でOJTを通じて人材育成に取り組んでいます。
3	1 水道用水供給事業 カ 施設整備の状況 （ウ）風水害対策	P10	非常用発電設備について、72時間運転するには発電機容量にもよりますが、燃料貯蔵量の問題が発生すると思います。貯蔵量は可能ですか。	③ 参考にする	非常用発電設備を72時間運転するため、非常用発電設備の更新時に燃料貯蔵タンクの容量を増量するなどの対策を進めていきます。 なお、現在は、非常用発電設備を24時間程度運転できる燃料を貯蔵しています。
4	3 電気事業（全般）	P26	RDF焼却・発電事業について、新規の公共事業を行う場合、官も民も特に新規プラントでは経済比較や維持管理面で疎いところがあり留意する必要があります。 初めての事業は設備のディープ・インベスティゲーションとテクニカル・インサイトが大切です。 今までの経験は今後の水道事業や新規事業にも生かしてください。	③ 参考にする	RDF焼却・発電事業について、事業を開始する段階で、設備面、安全面、経済面での検討や予測が十分でなかったことは大きな反省点でした。 現在、RDF焼却・発電事業の総括を進めており、改めて事業全体の検証を行うとともに、反省と教訓を取りまとめ、今後の事業運営に生かしていきたいと考えています。

No.	該当箇所	貢	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
5	4 各事業の展開を支える取組 ア 経営基盤の強化 (ウ) 危機管理	P32	「みえ水道ボランティア」について、昨今の労働力人口減少、技術継承、技術者不足に対処するため、退職者で健康、かつ労働意欲のある人はテーマを設定して積極的に再雇用することが日本の再生です。	③ 参考にする	<p>当庁において適切に技術を継承していくことは、喫緊の課題であると認識しています。</p> <p>現在、県では、定年退職する職員のうち希望する職員について、長年培った能力・経験を有効に発揮できるよう再任用制度を設けているほか、令和5年度からは段階的に定年が延長される見込みです。これらの制度を適切に運用することにより、技術継承できるよう取り組んでまいります。</p> <p>また、「みえ水道ボランティア」は、当庁に関する知識・経験を有する退職者が、大規模地震等発生時の応急対策活動をボランティアとして支援することにより、早期の復旧等を図ることを目的としており、この制度についても、引き続き、運用してまいります。</p>
6	1 水道用水供給事業 ウ 健全な事業運営の持続 (ウ) 広域連携	P38	県内の水道事業の水源は、多河川、湖沼、深井戸、伏流水等多岐にわたります。 それぞれ市町の地域環境の独自性を生かし、かつ、市町の財政力を考慮し対処してほしい。 おいしい水が一番です。	③ 参考にする	<p>広域連携については、県が設置し、県内の市町と当庁も参画する「三重県水道基盤強化協議会」において、それぞれの市町の水道事業の状況や意見を十分聞きながら検討を進めているところであり、当庁としても、関係市町と十分議論を行いながら進めていきたいと考えております。</p>

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
7	1 水道用水供給事業 イ 給水量の推移	P5	施設利用率49%とありますが、余剰施設の将来有効活用の展望はありますか。	④ 反映は 難しい	<p>水道用水供給事業の施設は、受水市町から県に申し込まれた最大使用水量に基づき当庁が整備し、契約を締結しているため、当庁はその契約水量を給水する必要があります。</p> <p>今後、「三重県水道基盤強化協議会」の中で、受水市町の自己水源から県水への転換など、受水市町と連携して県水の有効活用についても検討をしていきます。</p> <p>なお、水道の使用量は、季節や時間帯によっても変動することから、安定的に水道水を供給するためには、想定される最大使用量を満足する施設の能力が必要となります。</p> <p>また、施設利用率は、年間における1日あたりの平均給水量を1日あたりの施設能力で除して算出していますが、現在の1日あたりの施設の最大稼働率は、各事業・各水系で違いはあるものの約50～75%となっており、時間あたりの最大稼働率はこれをさらに上回る状況にあります。近年では、受水市町の自己水源の更新工事や水質悪化などにより一時的に県水に依存される例もあり、1日あたりの最大使用水量が施設能力の限界に接近する場合があります。</p>